

新型コロナウイルス関連情報

(オランダ政府による一部の国からの航空機の着陸禁止措置の延長及びハイリスク地域からの新たな検疫措置等)

1 9日(木)、オランダ政府は、これまで中国(香港を含む。)、イラン、イタリア、韓国、スペイン及びオーストリアを対象に行っていた、これらの国・地域からの航空機の着陸禁止措置について、一部の国を対象とした措置の延長及び措置解除後のハイリスク地域からの新たな検疫措置を決定しました。主要なポイントは以下のとおりです。

- (1) イタリア、スペイン、オーストリアからの航空機の着陸禁止措置は、4月17日(金)午後6時まで延長。
- (2) 中国(香港を含む。)、イラン、韓国からの航空機の着陸禁止措置は延長されず、4月10日(金)午後10時に解除。
- (3) 4月17日(金)午後6時から、イタリア、スペイン、オーストリアからの航空機の着陸禁止措置も解除となるが、ハイリスク地域からの渡航者に対して、新たな検疫措置がとられる。具体的な措置の内容は以下のとおり。
 - ハイリスク地域からの渡航者には、航空会社への健康診断書の提出を義務づける。
 - ハイリスク地域からの渡航者には、14日間の自宅検疫を要請。
 - ハイリスク地域の定義は、欧州航空安全局(EASA)が運用するリストに準拠。

※現時点におけるリストについては、以下のリンクをご参照ください。なお、このリストに日本は含まれておりません。

<https://www.easa.europa.eu/SD-2020-01/Airports>

2 また、オランダ政府は、上記決定と併せて、現在行われているEU・シェンゲン域外からオランダに来る渡航者に対する入国制限措置について、4月18日(土)までの期限を5月15日(金)まで延長することを決定しました。これは、4月8日(水)に欧州委員会が、EUへの不要不急の入国禁止を5月15日(金)まで30日間延長するとの提案を発表したことを受けて決定したものです。現在行われている入国制限措置の詳細については、当館のホームページに掲載されている過去の領事メール(以下のリンクからどうぞ。)の内容をご確認ください。

<https://www.nl.emb-japan.go.jp/files/100024876.pdf>